

平成 20 年度税制改正

1. はじめに

平成 20 年度税制改正関連法案は 4 月 30 日、衆院本会議において再可決・成立し、同日公布・施行されました。今回は、19 年度税制改正で注目を浴びたりース会計及び 20 年度の改正項目である減価償却についてご紹介いたします。

2. 改正内容

リース会計

改正前においては、所有権移転外のファイナンスリース取引について、オフバランスのメリットや事務処理の簡便性などから例外規定である賃貸借処理を行った上でリース債務を注記として開示するという方法を多くの企業が採用してきました。しかし、これでは情報開示の面などから問題があるため、平成 20 年 4 月 1 日以後開始事業年度よりこの例外規定の廃止が定められました。

ただし、少額リース(1 件当たり総額 300 万円以下)・短期リース(リース期間が 1 年未満)については、従来通り賃貸借処理によることができます。

また、消費税・法人税上の取扱いについては、共に平成 20 年 4 月 1 日以後に締結されるリース契約から原則的に売買処理として取扱うことに注意して下さい。



減価償却

項目数が多い機械・装置を中心に資産区分を整理するとともに、使用実態を踏まえ、法定対象年数の見直しを行いました。併せて、耐用年数の短縮特例制度について、承認の事務負担を考慮し、手続きが簡素化されました。

適用時期は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からとなります。



3. おわりに

改正項目については、他にも情報基盤強化税制(ソフトウェアの範囲拡充)や金融・証券税制(上場株式等の譲渡益・配当にかかる軽減税率の平成 20 年末廃止)などがあります。税制改正等につきご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。